

排水設備等新設等計画（変更）確認申請書等 作成要領

平成 25 年 12 月 3 日施行

1 申請書【別添「記載例」排水設備等新設等計画（変更）確認申請書」参照】

- ① **日付**：申請の日付を必ず記入する。
- ② **申請者欄**（申請者記入欄）
 - ・住所 正確な住所を記入する。
 - ・申請者名 申請者氏名を記入し、押印する。
(融資申し込みがある場合は、必ず自署をすること。)
 - ・フリガナ 申請者が個人の場合のみ記入する。
 - ・電話番号 記入については、申請者の判断による。
- ③ **指定工事店欄**（指定工事店記入欄）
 - ・所在地 佐賀市へ指定登録した住所を明記する。
 - ・店名 佐賀市へ指定登録した店名を明記する。
 - ・代表者名 佐賀市へ指定登録した代表者名を明記し、押印する。
※ 指定工事店申請書の使用印鑑届において届出した印鑑を押印すること。
※ 法人の場合、「会社印」および「代表者印」両方とも押印すること。
 - ・電話番号 佐賀市へ指定登録した電話番号を明記する。
 - ・責任技術者名 佐賀市へ指定登録の際、専任された責任技術者を記入すること。
 - ・登録番号 佐賀市排水設備責任技術者の登録番号を記載すること。
- ④ **申請区分** 次の注意事項のとおり、それぞれ一箇所に○をつけること。

※記載上の注意事項

(イ)

(ロ)

申請区分	排水設備・除害施設・水洗便所（新設・増設・改造・浄化槽切替）
------	--------------------------------

(イ)排水設備・除害施設・水洗便所 のうちひとつに○で囲む。

(排水設備)…排水設備全体の場合

(除外施設)…除外施設のみの場合

(水洗便所)…水洗便所のみの場合

(ロ)カッコ内については、前段の「排水設備・除害施設・水洗便所」とは別に下記要領により○で囲む。

(新設)…新築場合のみ。

(増設)…現在ある排水設備以外に新たに水洗便所等を増やす場合。

(改造)…現在ある排水設備を下水道へ接続する場合。(例)汲取りトイレ→水洗トイレ

(浄化槽切替)…現在ある排水設備が浄化槽へ接続されていて本申請により下水道へ接続する場合

※浄化槽切替の場合は、浄化槽廃止届と浄化槽清掃報告書が必要となる。

(完了届提出時に添付する。)

- ⑤ **設置場所** 正確な住所を記載すること。
- ⑥ **建物の用途** いずれか該当するものに○をつける。(※事務所は会社を含む。)

- ⑦ **使用目的** いずれか該当するものに○をつける。
- ⑧ **公共ますの有無**…いずれか該当するものに○をつける。
 ・ 無の場合…新設設置となるので、下水道工務課又は、下水浄化センターとの協議が必要となる。⑨の欄の「有」に○が付く。
- ⑨ **公共ます等の新設**…いずれか該当するものに○をつける。
 ・ 有の場合…新設設置申請をする。下水道工務課又は、下水浄化センターとの協議が必要
- ⑩ **用水源区分** いずれか該当するものに○をつける。
- ⑪ **排水種別** いずれか該当するものに○をつける。
- ⑫ **使用状況** 世帯数及び水道メーター数の記載
 ※ 世帯数か複数の場合、世帯数のもれがないよう注意する。
 ※ 会社や店舗は1世帯と記載する。
 ※ メーター番号を下方の「メーター番号」欄に記入すること。
- ⑬ **工事の予定期間** 申請日と照合し、着工まで1週間程度の余裕をお願いします。
 ※ 確認申請受付から確認を下ろすまでの期間が必要なため工事の予定期間欄は、申請後、着工まで余裕を持つ記載をお願いします。(開庁日 5 日程度)
 ※ 急の場合の対応 個別相談として理由を聞き個別の対応で、事前着工にならないように注意する。
 ※ 工事予定期間は日付を記入すること。(○月末日等はダメ)
- ⑭ **融資あつせんの有無**
 ・ 有のときは関係書類を添付する。
 ・ 申請区分が新設でないこと。
 ・ 総工事費の記載
- ⑮ 排水設備等の新設等の同意の利害関係者は、申請者と土地の所有者又は排水設備や建築物等の所有者との間に将来の禍根や争議等を防ぐために記入をお願いします。
 ・ 利害関係者は、三者とも明示をお願いします。
 ・ 家屋所有者や排水設備所有者欄は同上や〃などの略文字は記載しないようにお願いします。
 ・ 申請者と同一の場合、同一者の確認のため必ず同じ住所でお願いします。
 ・ 印鑑は、3者とも押印をお願いします。
- ⑯ **メーター番号**…水道メーターの番号を必ず記入すること。
 ※ 新設の場合で水道メーターが未設置の場合、「新設」と記入すること。
 (但し、必ず完了届に水道メーター番号を記載すること。)

裏面

- ⑰ **指示事項**
 ・ 佐賀市上下水道局から指示がある場合は、指示不履行がないよう注意すること。
- ⑱ **協議事項**
 ○規定通りに施工できない場合は、対処を記載する。
 ○基本的なこと(勾配、土被り・台所からの分離柵の未設置等)で基準どおり出来ない場合は、責任技術者の意見(説明書き)を記載すること。

※図面の添付は、位置図、平面図、縦断図、立管図の順で添付すること。

2 地図 位置図

- ・ 位置が明確にわかり、道順がわかる位置図であること。
※古い地図を使用しないようにお願いします。

3 平面図（別紙「排水設備平面図 凡例」参照）

- ① 方位の確認をする。（基本は上が北とする。）
- ② 道路境界・隣地境界が明記する。
- ③ 接続する公共枵を必ず記載し、位置・大きさについても記載する。
- ④ 汚水枵の表示は、側点・枵の口径・枵の深さ等を記載し、枵間の距離も記載する。
- ⑤ 距離・深さ等の記入数値は、縦断図・立管図と同一にすること。
- ⑥ 枵の表示順は、公共枵から遠い枵をNo1とすること。
- ⑦ 他人の土地を通る配管や他人所有の既設枵への接続がする場合は、維持管理について関係者の同意文書の添付をお願いします。
- ⑧ 公共枵の位置を明確に図示する。（宅内か道路上か）
- ⑨ 排水設備の接続器具を明示しないで〇〇系統と表示する設計。
 - ・ 一戸建て住宅の場合は、不可とする。
 - ・ 集合住宅の場合は可とする。（但し、汚水雑排が明確にわかるよう表示する。）
- ⑩ 排水中に含まれる有害危険な物質、望ましくない物質又は再利用できる物質の流下を阻止、分解、捕集し、自然流下により排水できる形状、構造をもった適切な阻集器の設置をする。
- ⑪ 油脂類を流す業務用の厨房排水には、適切な容量のグリース阻集器の設置し、機種選定の根拠資料として次の資料を添付すること。
（佐賀市下水道条例施行規程第4条第5号の規定による。）
 - ・ 容量計算書【SHASE-S217による計算】
 - ・ 製品カタログ
- ⑫ 家庭用の台所の分離枵には、油止めの機能があるものを使用をお願いします。
 - ・ 原則的に台所からの枵は、管理しやすい分離枵(カゴつき)の設置の推進をお願いします。
 - ・ 台所からの分離枵は、台所排水のみを接続する。
 - ・ 台所からの分離枵の深さは、管理しやすい深さとすること。（推奨 H=300）
 - ・ 風呂等既設の雑排水が建物内部で合流し、流し単独の分離枵設置が困難な場合は、分離枵設置を要しない。
 - ・ 調理をしないという理由で台所に分離枵を設置しない場合は、その旨を協議欄に明記する。
- ⑬ 接続する器具を明示し、明示方法は、記号でなく器具の名称の記載をお願いします。（例）台所、洗面所、風呂、洗濯機等。
- ⑭ 2階に水廻りがあるときは、2階の平面図を明記する。

- ⑮ 「ドリップ桝」「インバート桝」等と表示し、寸法や形状を明記する。
- ⑯ 棟数の多い時、測点の重複がないか確認し、重複がないようする。
- ⑰ 雨水の接続及び誤接続がないこと。
 - ・ 屋外の洗濯機は、屋根があることを確認し、雨が入らないように接続し、図示する。
 - ・ 雨の入る散水用流しは、接続しない。

4 縦断図（別紙「排水設備縦断図 凡例」参照）

- ① 平面図との整合確認をする。（単距離・表示桁数を照合）
- ② 追加距離は、No1から追加し表示すること。
- ③ 地盤高が一定でない場合は、特に管底高を要確認する。
（勾配の誤りがないか再確認する。）
- ④ 起点の土被り 20cm以上。浅い部分は保護について協議する。
- ⑤ 小口径桝 150 の設置は、桝深は 80cm未満とし、桝深 80cm以上の場合、管径200mmの桝を設置する。
- ⑥ 支線がある縦断図は、支線ごとに縦断図を作成すること。
- ⑦ 設計図の記載数値は、次のとおりとする。
 - 距離…小数第2位
 - 掘削深・土被り・管底高…小数第3位
 - ※直近下位の端数は、四捨五入とする。

5 立管図

- 平面図との整合をする。

6 添付書類

- ① 下水道法施行令第1項第5号に規定する勾配(1/100)が取れない場合
 - ・ 当該指定工事店と協議し、早見表等で規定の流速(0.6～1.5m/s)がとれる根拠を示す資料添付し、申請者への説明をする。
 - ・ 資料等の提出ができない場合は、業者と申請者が、リスク・維持管理の方法を明記した確認文書を交すか、場合により同意書の提出をお願いします。
- ② 新規グリース阻集器を設置する場合
 - ・ 容量計算書(SHASE-S217による計算)と製品カタログを添付する。
- ③ 公共桝までの排水管の維持管理について、共同利用部分の管理者がある場合は、管理者を明記し、関係者の同意書の提出をお願いします。
 - ・ 他人所有の既設桝・既設管に接続するとき。
 - ・ 公有水面・他人の土地などを通る配管を使用するとき。
- ④ 基準どおりの設計が出来ない場合
 - ・ 当該指定工事店と申請者が、リスク・維持管理の方法を明記した確認文書を交わしているか確認し、その写しの提出をする。

7 その他

① 排水設備等新設等工事完了届書の記入上の注意点

【別添「**記載例**排水設備等新設等工事完了届書」参照】

★ 完了届は、工事完了の日から5日以内に提出しなければならない。

(佐賀市下水道条例第8条の規定より)

- イ. 届出日付は必ず記載すること。
- ロ. 完了届書の確認の欄は、申請書の決裁日付を記入すること。
- ハ. 工事期間欄は、排水設備の実工期を記入すること。
※工期の末日は、完了届提出日以前の日付であることを確認すること。
- ニ. 浄化槽切替の場合は、完了届提出時を次の書類を添付する。
 - 浄化槽使用廃止届出書（写）
 - ・ 浄化槽使用廃止届の確認事項
下水道工務課の受付印、申請者、設置場所、廃止(予定)日
 - 浄化槽清掃作業実施報告書（写）
 - ・ 浄化槽清掃作業実施報告書の確認事項
申請者、設置場所
- ホ. 工事内容の欄は、新設の場合を除き、「くみ取」か「浄化槽」いずれかに○をつけること。
- ヘ. 水道メーター番号は必ず記載すること。
- ト. 図面の変更があった場合は、完了届出提出時に添付すること。

② 完了検査受検時の注意点

- イ. 原則として責任技術者の立会いをすること。
- ロ. 受検者は、事前に排水設備の自社検査を行うこと。
※よく確認し、検査時に手直し等の指示がないように注意すること。

③ その他

申請後、半年以上経過しても、施主に工事着手の意志が無い場合は、当該指定工事店がその意志を確認し、排水設備等新設等確認申請書の取り下げ(願)により取り下げを行うようにすること。